

条 例 案	参 考 条 例	法 律	条例案・制度設計の考え方
上越市議会の会期等に関する条例	福島市議会の会期等に関する条例		○新制定の条例
<p>(会期)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条の2第1項の規定に基づき、<u>議会の会期は、5月1日から翌年4月30日までとする。</u></p>	<p>(会期)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第102条の2第1項の規定に基づき、議会の会期は、8月1日から翌年7月31日までとする。</p>	<p>【地方自治法】</p> <p>第102条の2 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。</p> <p>2～8 略</p>	<p>【会期の定め】</p> <p>○会期は、法令の規定により「本会議初日に議決で定めていた事項」→「条例で定める事項」となる。この間の議論を踏まえ、議員任期と合わせた<u>5月1日～翌年4月30日に設定</u>する。</p> <p>○法令の規定によると、条例では会期の初日を定めれば十分であるが、会期全体を定める方が分かりやすいためそのようにした。なお、地方自治法102条の2の通年会期制採用市14市全てが同じ形式で規定している。</p>
<p>(定例日)</p> <p>第2条 法第102条の2第6項に規定する定期的に会議を開く日(以下「定例日」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 3月1日</p> <p>(2) 6月1日</p> <p>(3) 9月1日</p> <p>(4) 12月1日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、定例日が上越市の休日定める条例(平成元年上越市条例第29号)第2条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を定例日とする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、議長は、付議する事件の審議の都合その他特別な事情により必要があると認めるときは、定例日を変更することができる。</p>	<p>(定例日)</p> <p>第2条 法第102条の2第6項に規定する定期的に会議を開く日(以下「定例日」という。)は、次のとおりとする。ただし、その日が福島市の休日定める条例(平成元年条例第23号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日とする。</p> <p>(1) 9月及び12月の1日</p> <p>(2) 翌年3月及び6月の1日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議長は、付議する議案等の都合その他特別な事情により必要があると認めるときは、同項の規定による定例日を変更することができる。</p>	<p>【地方自治法】</p> <p>第102条の2 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 第1項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日(以下「定例日」という。)を定めなければならない。</p> <p>7・8 略</p>	<p>【定例日の定め】</p> <p>○定例日とは、会期中に定期的に会議を開催する日のことをいい、条例で定める必要がある。通年会期制では議長が会議の開催を行うため、議案があるのに開かないというケースも考えられる。このため、地方自治法では、必ず会議を開催する日を条例で定め、市長等の提出議案を審議する場の確保を担保することとしている。</p> <p>○しかし、正副議長、議員、理事者側の日程や、議案の分量、提案日等の事情で会議を開ける日が毎年変わってくるため、実際に定例日のおり開催できるわけではない。<u>目安の定例日(第1項)を置いた上で、変更するための規定(第3項)を置き、定例日を毎年実際に必要な日に変更する取扱い</u>とする。(他の14市も同様の運用)</p> <p>○規定の仕方については、14市の条例を見ると次の2パターンに大別できる。</p> <p>①特定の日を規定するパターン 久慈市、福島市など</p> <p>②期間を規定するパターン 秦野市、厚木市など</p> <p>○当市議会の規定は、分かりやすく<u>定例日は3月6月9月12月の初日</u>とした。</p> <p>○なお、第3項の特別な事情とは、先ほど挙げた正副議長、議員及び理事者側の日程確保や、議案の内容及び分量、提案の日、議決しなければならない日などの審議の都合のほか、災害、事故の発生などの不測の事態の発生などの事情を想定している。</p>
<p>(定例日以外の日の会議)</p> <p>第3条 議長は、緊急を要する事件があると認めるとき、又は法第102条の2第7項の規定による会議を開くことの請求があったときは、前条の規定による定例日以外の日に会議を開かなければならない。この場合においては、緊急を要する事件又は同項の規定により市長から示された事件に限りこれを会議に付議するものとする。</p> <p>2 議長は、前項に規定する場合に備え、<u>毎月(前条第1項に掲げる日の属する月を除く。)1日以上特定の日を、会議を開くべき日(以下「審議予備日」という。)</u>としてあらかじめ指定するものとする。</p>		<p>【地方自治法】</p> <p>第102条の2 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 普通地方公共団体の長は、第1項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあっては7日以内、町村にあっては3日以内に会議を開かなければならない。</p> <p>8 略</p>	<p>【定例日以外の日の会議】</p> <p>○オリジナル規定</p> <p>○第1項は、臨時会に相当する会議の開催の基準及び付議事件を定めるものである。</p> <p>○第2項は、委員会にて委員から提案のあつた、「あらかじめ定めておく日」について、名称を「審議予備日」とし、議長の指定制度として、具体的な日は議運に相談の上議長が決定できることとした。<u>指定は申し合わせが適当であると考えており、具体的には定例日のある月以外の15日とすべきと考えている。</u></p> <p>○3項は、審議予備日の指定(変更)について、議長が指定等をする際に議会運営委員会の意見を聴くことを義務付けたものである。</p>

条 例 案	参 考 条 例	法 律	条例案・制度設計の考え方
3 議長は、審議予備日を指定し、又は、変更しようとするときは、議会運営委員会の意見を聴いて、これをしなければならない。			
(委任) 第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。	(委任) 第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。		
附 則 この条例は、令和8年5月1日から施行する。			